

大野町事務用封筒広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大野町広告掲載要綱（平成24年大野町要綱第2号。以下「要綱」という。）に基づき、大野町が使用する事務用封筒への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 事務用封筒に掲載する広告の範囲は、要綱第4条の規定によるものとする。

(広告掲載の募集)

第3条 広告掲載の募集は、町長が別に定める募集要項に基づき実施し、町ホームページ等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 事務用封筒への広告の掲載を希望するものは、大野町事務用封筒広告掲載申込書（様式第1号）及び広告の原稿案を町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 前条の規定による申し込みがあった場合は、要綱第10条に定める大野町広告審査委員会（以下「審査会」という。）の審査を経た上で、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により、広告の掲載を可とした広告掲載を希望するものが複数あるときは、最低募集価格以上の広告掲載料金を提示したもののうち、最も高い広告掲載料金を提示したものに広告主を決定する。この場合において、同一の広告掲載料金を提示した広告掲載を希望するものが複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、くじにより決定する。

3 広告主は、審査会において、掲載しようとする広告内容に修正の必要があると認められた場合には、広告内容を修正しなければならない。

4 同条第1項及び第2項の規定により決定した広告掲載の可否については、大野町事務用封筒広告掲載許可（不許可）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに広告の原稿を町長に提出するとともに、広告の掲載料金を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第7条 広告主が、第2条に定める事項に該当することが判明した場合、町は、大野町事務用封筒広告掲載取消通知書（様式第3号）により当該決定を取り消すものとする。

2 広告掲載の決定を取り消した場合は、広告の表示を中止するものとし、広告の表示の中止に伴い生じる経費は、広告主が負担する。

3 町の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告料の返還はしない。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、掲載する広告の内容等が要綱等に違反することのないよう注意する義務を負い、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。